

## 熊本県農用地利用集積等促進計画認可業務嘱託員設置要項

(目的)

**第1条** この要項は、熊本県会計年度任用職員任用等取扱要綱（令和2年（2020年）2月14日付け人第377号総務部長通知。以下「要綱」という。）の規定に基づき、熊本県農用地利用集積等促進計画認可業務嘱託員（以下「促進計画嘱託員」という。）の設置、任用及び勤務条件等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(職の区分)

**第2条** 促進計画嘱託員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に定める会計年度任用職員の職とする。

(職務)

**第3条** 促進計画嘱託員は、所属長の指揮監督を受け、次に掲げる業務を処理する。

- 一 農用地利用集積等促進計画記載事項の形式的審査（登記簿との整合確認等）
- 二 公告記載事項のデータ入力、整理
- 三 県公報掲載原稿確認、校正
- 四 農用地情報のデータ入力、整理
- 五 その他農用地利用集積等促進計画の認可に関し必要となる補助業務

(資格要件等)

**第4条** 促進計画嘱託員は、次に掲げる要件を満たす者のうちから任用する。

- 一 パソコンの基本操作技術（ワード、エクセル等）を有すること

(任用期間)

**第5条** 任用期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(勤務日数及び勤務時間)

**第6条** 促進計画嘱託員の勤務日数は1ヶ月につき20日以内、勤務時間は1週間につき29時間を超えない範囲とする。

2 促進計画嘱託員の勤務する日及び1日の勤務時間は次のとおりとする。ただし、これにより難しい場合は所属長が別に定める。

	勤務時間	休憩時間	勤務時間	
月曜日から 木曜日まで	午前9時～ 正午	正午～ 午後1時	午後1時～ 午後4時	計6時間
金曜日	午前9時～ 正午	正午～ 午後1時	午後1時～ 午後3時	計5時間

(休日)

**第7条** 促進計画嘱託員の休日は、熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条に定める県の休日のおりとする。

(給与)

**第8条** 促進計画嘱託員の報酬は日額とし、熊本県会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年熊本県条例第3号）、熊本県会計年度任用職員の給与等に関する規則（令和元年熊本県人事委員会規則第6号）及び要綱の定めるところによる。

(給与の支給方法)

**第9条** 所属長は、促進計画嘱託員から申出があった場合、その者に対する給与の全部又は一部をその者の預金の口座への振込みの方法によって支払うことができる。

(その他)

**第10条** この要項に定めるものの外、促進計画嘱託員の任用及び勤務条件等については、要綱の定めるところによる。

(附則)

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

(附則)

この要項は、令和5年4月1日から施行する。

(附則)

この要項は、令和7年4月1日から施行する。